

特定既存不適格建築物耐震改修工事 補助金制度のご案内

(狭山市建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱)

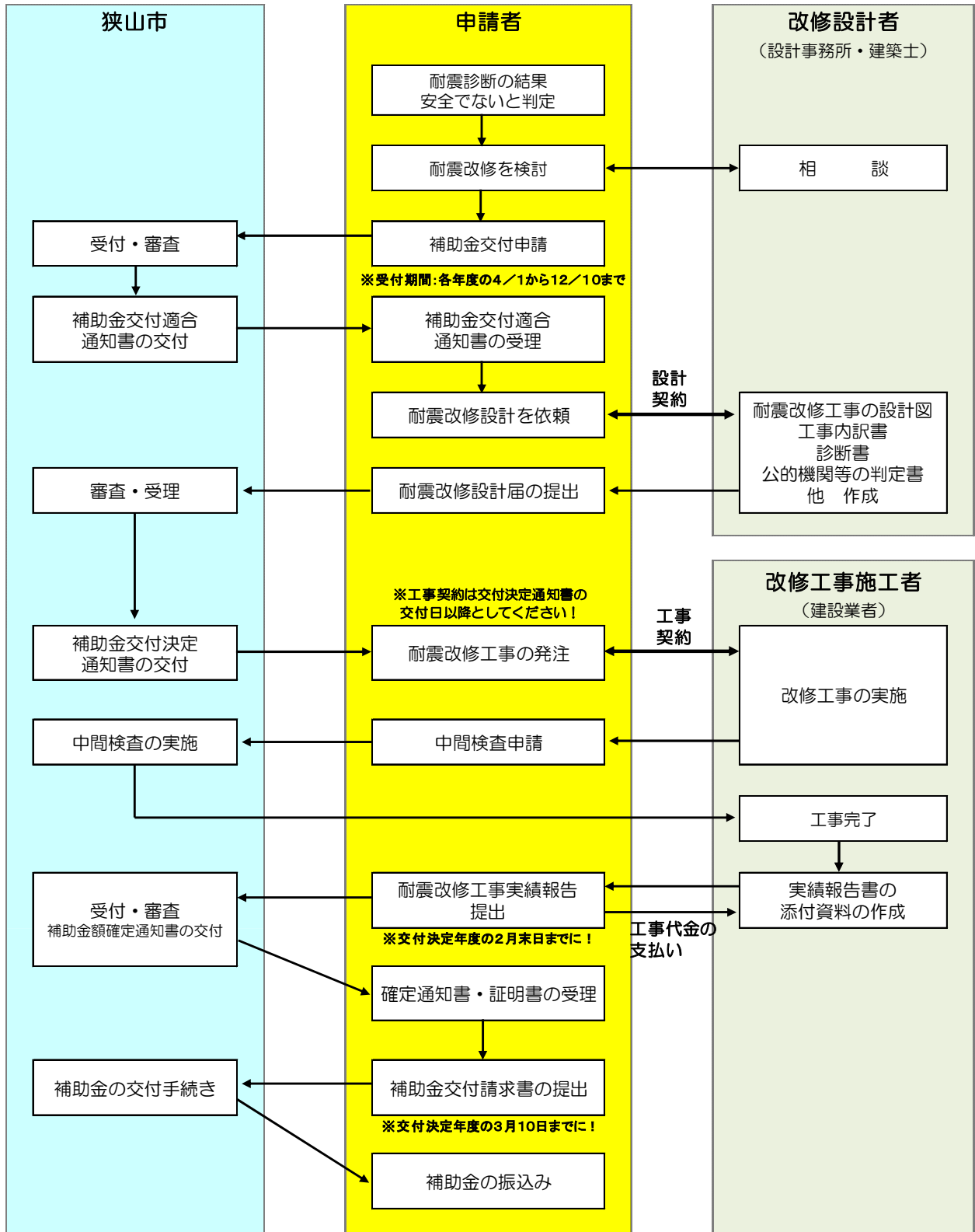
目次	ページ
1 補助金交付手続きの流れ	1
2 申請の前にご確認ください	2
3 申請手続きについて	4
4 対象建築物リスト	8
5 申請等の様式	

申請の前に、建築審査課までお問合せ下さい。

狭山市 都市建設部 建築審査課

(狭山市役所2階 電話 04-2953-1111 内線 2177)

1 補助金交付手続きの流れ



2 申請の前にご確認ください

(1) 補助金の交付対象となる特定既存不適格建築物

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された特定既存不適格建築物^{※1}で、耐震診断の結果、耐震改修工事を行う必要があるものと判定^{※2}されたものです。

※1 用途、規模については、8ページ参照。

※2 公的機関等の判定を受ける必要があります。

(2) 補助金の申請ができる方

対象となる特定既存不適格建築物の所有者の方です。

(3) 補助金の対象となる耐震改修

i 基礎・柱・壁の補強及び、建物の柱に鋼板を巻くなどの靱性能の向上など建築物の耐震性能を現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事を対象とします。

なお、現行の耐震基準の適合については、一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震基準」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨建築物の耐震診断基準」、「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」に定めた一般診断法若しくは精密診断法による耐震指標（建物の強度や粘り、形状、経年状況を考慮したもの）が0.6以上であり、地盤及び基礎が安全であることの確認が必要です。

ii 耐震改修工事は、建設業法に規定する建設業者で、原則として、市内に本店又は、営業所を開設している者が行うものとします。

◆補助金の交付申請等の手続きを行う前に、耐震改修工事の契約を締結（耐震改修工事に着手）すると補助金が受けられなくなりますので、ご注意ください。

◆補助金の支払いは、耐震改修工事の完了後となります。耐震改修設計を行った後に耐震改修工事を取り止めた場合についても、補助金は交付されません。

◆増築を伴う耐震改修工事は、現行の建築基準法に適合する必要があります。

◆耐震改修工事と併せて増築やリフォーム工事を行う場合は、耐震改修部分が補助対象となります。

◆民間等で開発された木造住宅の耐震診断プログラムについては、（一財）日本建築防災協会の評価制度に基づき評価されたものを対象とします。（日本建築防災協会のHPを参照）

(4) 耐震診断、耐震改修設計を実施する方（設計士等）の要件

建築士法の規定により登録を受けている建築士事務所に所属する、同法に規定する一級建築士とします。

(5) 補助金の申請期間

各年度の4月1日から12月10日までです。

なお、年度ごとの補助事業となりますので、耐震改修工事を完了し、申請年度の2月末日までに「**耐震改修工事補助金実績報告書**（6ページ参照）」を提出する必要があります。

耐震設計～耐震改修工事、書類作成に要する期間を考慮する必要がありますので、補助金の申請の時期について、事前に建築審査課までご相談ください。

(6) 補助金の額

1棟につき耐震改修工事に要した費用の額^{*}に100分の23.0を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）で、200万円を限度とします。

なお、補助金額が予算枠を超えた場合は、その時点で終了となりますので、ご了承ください。

※国が定める限度額があります。

(7) 申請書類の提出先

申請受付窓口は、市役所2階の建築審査課です。（裏表紙をご参照ください。）

申請書などの様式は、狭山市公式ウェブサイトページ（各課のページより建築審査課）からダウンロードできるほか、建築審査課で配布します。

(8) 注意事項

補助金を受けて耐震改修工事を行った建築物を、耐震改修工事後規定された耐用年数（10年）の期間に、取り壊し、譲渡（有償譲渡を含む）、交換、貸し付け等を行う場合は、市及び国等の承認が必要になります。

この承認には補助金の返還が必要となる場合がありますのでご注意ください。

なお、承認を受けずに財産を処分してしまった場合、補助金に係る規定に反しするものとして、補助金の交付が取り消され、補助金の返納をしていただく可能性がありますのでご注意ください。

3 申請手続きについて

(1) 補助金の交付申請について

「狭山市耐震改修補助金交付申請書（様式第9号）」に、次の書類を添付のうえ提出してください。

なお、代理人が申請手続きを行う場合は、委任状を添付してください。

No	添付書類	備考
①	付近見取図、配置図、平面図及び立面図	確認済証などの写し
②	建築時期が確認できる書類	固定資産税・都市計画税納税通知書 ^{※1} の写し、登記事項証明書、建築台帳記載事項証明書など
③	公的機関等の判定結果が記載された書類の写し	
④	耐震診断結果報告書（改修工事前の状況）の写し	
⑤	耐震改修工事の工程表	
⑥	特定建築物の所有者から耐震改修工事の実施について承諾を受けたことが確認できる書類	申請者以外に建物所有者がいる場合 承諾書（様式い号）

市は申請内容を審査し、補助金交付の可否について決定のうえ、「狭山市耐震改修工事補助金交付適合通知書」^{※2}を申請者へ送付します。

補助金交付適合通知書の受理後に耐震改修設計の契約を締結し、耐震改修設計を進めてください。

（契約書の「発注者」と「申請者」は同一としてください。）

※1 固定資産税・都市計画税納税通知書は、毎年5月上旬頃に市役所資産税課から送付しますので、表紙及び課税資産（土地・家屋）明細書の部分の写しをご提出ください。

※2 狭山市耐震改修工事補助金交付適合通知書は、補助金の支払いを確定したものではありません。耐震改修工事が行われない場合や本補助金に係る規定に反する場合は、補助金は交付されません。

◆ 耐震診断の補助金申請を行った方が、その年度内に耐震改修工事の補助金交付の申請をする場合は、上記の①から④までの書類添付を省略することができます。

(2) 耐震改修設計の届出について

耐震改修設計の完了したときは、速やかに「狭山市住宅等耐震改修設計届（様式第12号）」に次の書類を添付のうえ、正副2部を提出してください。

なお、耐震改修設計の変更等により、届出の内容に変更があった場合は、耐震改修設計変更届（様式第12号）を再提出してください。

添付書類
耐震改修工事の設計図
耐震改修工事の実施後の耐震診断報告書の写し
公的機関等の判定結果が記載された書類の写し
耐震改修工事費内訳書（補助金額の算定書（様式う号）含む）
その他市長が必要と認める書類

市は設計届の内容を審査し、適切に設計が行われたことを確認した後、申請者へ「狭山市耐震改修工事補助金交付決定通知書」*を送付します。

交付決定通知書の受理後に耐震改修工事の契約を締結し、耐震改修工事を進めてください。

（契約書の「発注者」と「申請者」は同一としてください。）

* 狭山市耐震改修工事補助金交付決定通知書は、補助金の支払いを確定したものではありません。耐震改修工事が行われない場合や本補助金に係る規定に反する場合などは、補助金は交付されません。

(3) 申請内容の変更又は取りやめについて

狭山市耐震改修工事補助金交付決定通知書の受理後に、申請内容を変更しようとするときは、「狭山市耐震改修工事変更承認申請書（様式第14号）」に、当該変更に係る書類を添付のうえ、提出してください。

また、やむを得ない理由で耐震改修工事を取りやめたときは、速やかに「狭山市耐震改修工事補助金交付辞退届（様式第5号）」を提出してください。この場合、既に耐震改修設計・工事に着手している場合も、補助金は交付されませんのでご注意ください。

(4) 改修工事施工者の選定について

改修工事の選定に際しては、原則として3者以上の事業者による入札又は見積書の徴収を行ってください。

改修工事施工者は、建設業法の許可を受けて建設業を営む建設業者で、原則として、市内に本店又は営業所を開設していることが条件となります。市外の建設業者を選定する場合は、ご相談ください。

(5) 中間検査について

耐震改修工事が耐震改修設計にもとづき、適切に施工されているか確認するため、耐震改修工事の施工中に、市の担当者による中間検査^{※1}を受けてください。

中間検査は、市長が指定する工程^{※2}に達したときに実施します。

耐震改修工事の工程が中間検査を行う段階に近づきましたら、市の担当者と検査の日時等についてご相談の上、「狭山市耐震改修工事中間検査申請書(様式第16号)」を提出してください。

検査当日は、市の担当者が現場へお伺いします。検査後、担当者から指摘事項がある場合には補正等を行ってください。

中間検査に合格した場合には、担当者より合格した旨の連絡をしますので、合格の連絡があるまでは耐震改修工事に関する次の工程には進まないでください。

※1 中間検査前に、耐震改修設計を行った建築士による自主検査を行ってください。

※2 建築物の構造、耐震補強の工法等に応じて指定します。

(6) 耐震改修工事の実績報告について

耐震改修工事の完了後、速やかに「狭山市耐震改修工事補助金実績報告書(様式第17号)」に次の書類を添付のうえ、提出してください。

(提出期限：交付決定を受けた年度の2月末日)

添付書類
耐震改修工事に係る契約書の写し
3者以上の入札又は見積書を徴収したことを確認する書類
耐震改修工事を行った建設業者の建設業許可書の写し
耐震改修工事に要した費用の領収書の写し
改修工事の施工前、施工中(補強部材等)及び施工後の写真
その他市長が必要と認める書類

市は報告内容を審査し、耐震改修設計届のとおり工事が施工されたことを確認した上で、補助金額について決定し、申請者へ「狭山市耐震改修工事補助金額確定通知書」を送付します。

◆耐震改修工事が完了しない場合や、実績報告書の提出がない場合は、補助金は支払われませんのでご注意ください。

(7) 補助金の請求について

補助金額確定通知書を受領しましたら、補助金の請求を行ってください。

「狭山市耐震改修工事補助金交付請求書（様式第 8 号）」と、市会計様式の「請求書」を提出してください。

（提出期限：交付決定を受けた年度の3月10日）

- ◆請求書は、建築審査課の窓口でお渡しします。
- ◆振込先の口座は、申請者が口座名義人のものとしてください。
- ◆振込先の金融機関名は、現在の金融機関名を正確に記入してください。
例) × りそな銀行 狭山支店 ⇒ ○ 埼玉りそな銀行 狭山支店
 × 三菱東京UFJ銀行 狭山出張所 ⇒ ○ 三菱UFJ銀行 狭山支店
- ◆請求書の提出後、2週間から1か月程度で補助金が指定の口座に振り込まれます。

4 対象建築物リスト（特定既存不適格建築物の用途・規模の要件）

建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条

分類	用途	対象建築物の規模
第1号	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	卸売市場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館	
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	
	事務所	
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	
第3号	緊急輸送道路※を閉鎖する恐れのある建築物 （※埼玉県地域防災計画の第1次特定緊急輸送道路、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路をいう。）	上記該当建築物

メモ



■お問合せ先

狭山市 都市建設部 建築審査課 建築総務担当

所在地：〒350-1380

狭山市入間川1丁目23番5号

電話：04-2953-1111 内線2177

FAX：04-2954-8877

E-Mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

狭山市公式ウェブサイト：<http://www.city.sayama.saitama.jp/>

(令和4年3月更新)